单独防災会用

自治会自主防災会規約(案)
-------------	----

1	47	4/ 	`
(1	杯)

第1条 この自主防災組織の名称は、_____自治会自主防災会(以下 「防災会」という。)という。

(目 的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び熊谷市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 防災会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1)防災に関する地域への普及に関すること。
 - (2)災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難 誘導、応急手当に関すること。
 - (3)防災訓練の実施に関すること。
 - (4)防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長名

会 計 名

監事 名

班 長 若干名

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

(役員の任務)

- 第6条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 会計は、会計がこれにあたる。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

(会 議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

2 定例総会は、年1回4月に の定期総会に合わせて開催

する。

- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき招集する。
- 4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 会長は会議の議長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

- 第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1)防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2)防災知識の普及に関すること。
 - (3)防災訓練の実施に関すること。
 - (4)災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
 - (5)その他、必要と認める事項

(会 計)

第9条 防災会の運営に関する費用は、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(雑 則)

第10条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長 又は会長が役員会に諮り定める。

(附 則)

この規約は、令和 年 月 日から施行する。